

廃棄物部会の活動概要

1 令和元年度の部会開催状況

月 日	議 事 等
令和2年 3月17日	第五次滋賀県廃棄物処理計画の策定について（報告） ○第四次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について（報告） ○（仮称）滋賀プラスチックごみゼロ推進方針の策定および（仮称）滋賀県食品ロス削減推進計画の策定について ○旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業の状況について（報告） ○滋賀県における産業廃棄物最終処分の方向性について（報告）

2 令和2年度の部会審議予定

（1）令和2年7月

第五次滋賀県廃棄物処理計画の策定について

（一般廃棄物、産業廃棄物に係る現状と課題、今後のあり方について）

（仮称）滋賀プラスチックごみゼロ推進方針（素案）および（仮称）滋賀県食品ロス削減推進計画（素案）について

（2）令和2年9月

第五次滋賀県廃棄物処理計画（骨子案）について

（仮称）滋賀プラスチックごみゼロ推進方針（原案）および（仮称）滋賀県食品ロス削減推進計画（原案）について（報告）

（3）令和2年11月

第五次滋賀県廃棄物処理計画（素案）について

（4）令和3年2月上旬

第五次滋賀県廃棄物処理計画（答申案）について（答申は2月中旬予定）

旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業の進捗状況について

第五次滋賀県廃棄物処理計画の策定について

1 諮問

令和2年2月25日(火) 滋賀県環境審議会 仁連会長へ諮問

2 廃棄物処理計画について

(1) 根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第5条の5

「都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第5条の5第3項

「都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かななければならない。」

(2) 計画期間：5年（令和3年度～令和7年度）

(3) 計画の内容

- ◆ 廃棄物の発生量および処理量の見込み
- ◆ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的な事項
- ◆ 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- ◆ 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ◆ 非常災害時における上記に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3 改正経緯

- ◆ 平成14年3月 滋賀県廃棄物処理計画（平成13年度～平成17年度）
- ◆ 平成18年6月 第二次滋賀県廃棄物処理計画（平成18年度～平成22年度）
- ◆ 平成23年8月 第三次滋賀県廃棄物処理計画（平成23年度～平成27年度）
- ◆ 平成28年7月 第四次滋賀県廃棄物処理計画（平成28年度～平成32年度）

4 スケジュール

令和2年 7月 [第1回] 計画の策定について
9月 [第2回] 計画（骨子案）について
11月 [第3回] 計画（素案）について

令和3年 2月 [第4回] 計画（答申案）について

廃棄物部会での審議を経て、令和3年2月中旬に答申いただく。

答申後、最終案をとりまとめて県民政策コメントを実施し、令和3年夏頃に策定・公表予定。

県廃棄物処理計画の構成(案)

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国告示平成 13 年 5 月 平成 17 年 5 月、平成 22 年 12 月、平成 28 年 1 月改正）

第五次滋賀県環境総合計画
H31.3（分野別計画）

県廃棄物処理計画

計画期間：5 年程度

1 廃棄物の発生量および処理量の見込み

2 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的な事項

廃棄物の種類ごとの排出量、再生利用量、中間処理、最終処分量等の現状
廃棄物の種類ごとの排出量、再生利用量、中間処理、最終処分量等の目標
目標を達成するために必要な措置
廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な措置

3 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

広域的な処理に関する事項
減量その他適正処理に必要な市町間の調整その他技術的援助に関する事項

4 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

減量その他適正処理に必要な処理施設の確保のための方策
処理施設整備に際し配慮すべき事項

5 非常災害時における上記 2～4 に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

減量その他適正処理を確保し、生活環境の保全および公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項
一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項

県環境審議会意見

市町意見

一般廃棄物（ごみ）に係る第四次計画の数値目標の達成状況

- 第四次計画における数値目標の達成状況は以下のとおり。

図表 4 一般廃棄物（ごみ）に係る第四次計画の数値目標の状況

		実績値										四次計画 目標値
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ総排出量	万t	45.5	45.4	45.4	45.7	44.1	43.8	43.1	43.0	43.3	-	参考指標 42.5
1人1日当たり ごみ排出量(旧定義)	g	896	887	892	895	866	857	846	845	851	-	
1人1日当たり ごみ排出量(新定義)	g			876	880	851	843	831	830	834	-	820
総資源化量	万t	8.7	8.7	8.6	8.7	9.1	9.1	8.3	8.0	8.1	-	参考指標 9.5
再生利用率	%	19.0	18.8	19.0	19.1	21.0	20.8	19.3	18.7	18.7	-	参考指標 22.4
最終処分量	万t	5.2	5.0	5.0	5.0	4.8	4.7	4.4	4.4	4.4	-	参考指標 4.3
1人1日当たり 最終処分量(旧定義)	g	103	98	99	98	94	92	86	87	86	-	
1人1日当たり 最終処分量(新定義)	g			97	96	92	90	84	85	84	-	82
マイバッグ持参率 (レジ袋辞退率)	%	-	49	51.6	89.2	89.7	89.9	89.5	89.6	89.4	-	80以上 (計画期間中)
定点観測による 散在性ごみ個数	個/日	14	15	16	11	13	10	12	11	10	10	11.3以下 (計画期間中)

H30のごみ総排出量～1人1日当たり最終処分量は速報値

(5) 現状・課題と今後の方向性

< 現状・課題等 >

- ごみ排出量は減少傾向にあり、計画の目標達成に近づいているものの、横ばいとなっている。
- 再生利用率(リサイクル率)は、容器の軽量化、印刷物の減少、小売店等における店頭回収の普及等の要因があり、横ばい。
- 最終処分量は、長期的には減少傾向が続いており、平成30年度は微減となった。

< 今後の方向性 > 詳細は別紙「施策の取組状況等」のとおり

レジ袋削減協定については、令和2年7月の小売業におけるレジ袋有料義務化の実施状況を踏まえ、協定内容の見直しを検討する必要がある。

「(仮称)滋賀プラスチックごみゼロ推進方針」や「(仮称)滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定するとともに、関係主体と連携しながら、プラスチックごみゼロおよび食品ロス削減に向けた取組を一層推進する。

上記リデュースの取組を一層推進するとともに、リユース(物を廃棄せずに再使用)や、再生利用可能なごみ(紙ごみ等)に係る県民向けの情報提供・啓発を引き続き実施。

産業廃棄物に係る第四次計画の数値目標の達成状況

- 第四次計画における数値目標の達成状況は以下のとおり。

図表 10 産業廃棄物に係る第四次計画の数値目標の達成状況

		実績値								四次計画 目標値
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総排出量	万t	360	366	361	368	366	377	386	-	参考指標 365
発生量	万t	199	202	201	204	195	202	212	-	参考指標 203
再生利用量	万t	172	177	167	169	165	169	178	-	参考指標 177
再生利用率	%	48	48	46	46	45	45	46	-	参考指標 49
最終処分量	万t	8.5	7.9	8.6	8.8	9.0	9.6	11.4	-	7.4
有効利用率	%	90	92	90	90	89	90	91	-	参考指標 91
廃棄物処理施設や産 廃処分業者への立入検 査実施率 — 廃処理施設含む	%	99.7	100	100	100	100	100	100	100	100 (計画期間中)
電子マニフェスト利用率	%	32.6	36.8	39.6	43.5	44.9	49.3	52.4	-	50以上 (計画期間中)
産業廃棄物の 不法投棄に係る解決率	%	86.4	89.1	85.0	86.8	86.1	89.8	89.5	-	85以上 (計画期間中)

H30 の総排出量～有効利用率、電子マニフェスト利用率は速報

(5) 現状・課題と今後の方向性

< 現状・課題等 >

- 総排出量は、微増微減を繰り返しており、平成30年度は増加。 景気動向、とりわけ建設業や製造業の動向に留意する必要がある。

国体(R 6 開催)に係る施設整備や公共施設等の老朽化対策等が中長期的に見込まれる。

- 再生利用量および最終処分量は、総排出量の増加に伴い増加。
- 再生利用率、有効利用率¹は、横ばい。
- 電子マニフェスト利用率は52.4%となり目標に到達した。

< 今後の方向性 > 詳細は別紙「施策の取組状況等」のとおり

処分量が増加している廃プラスチックについて、「(仮称)滋賀プラスチックごみゼロ推進方針」を策定し、事業者に対するプラスチックの使用削減に向けた啓発を強化する。
引き続き事業者による産業廃棄物の発生抑制・資源化に係る研究開発・施設整備等を促進する。

産業廃棄物のリサイクルを促進するため、滋賀県リサイクル製品認定制度²に基づく認定製品について、県や市町の公共工事、民間での利用を推進する。

引き続き事業者に対し、発生抑制・資源化の優良事例や電子マニフェストをはじめとする適正処理に係る情報提供・普及啓発を行うとともに、立入検査等による指導を徹底する。

¹ 発生量（総排出量のうち汚泥について排出事業所内において脱水した後の量としたもの）のうち、再生利用するために仕向けられた量が「有効利用された量」で、これを発生量で除した数値が「有効利用率」。汚泥の脱水後を基準とした実質的な再生利用の程度を示した数値。

² 主に県内で発生する循環資源（廃棄物や製造過程で発生した副産物、木材等）を利用し、県内事業所で製造加工される製品（コンクリート二次製品、改良土、堆肥など）について、一定の基準に適合するものを認定。

(仮称)滋賀プラスチックごみゼロ推進方針(素案)

1 方針策定の背景・目的

世界では、プラスチックごみが河川等を通じて内陸から海へ流れ込み、生態系を含めた環境の悪化をもたらしており、大きな課題となっています。こうした中、国では「プラスチック資源循環戦略」が策定され、ワンウェイプラスチック製容器に頼るライフスタイルの変革を促すことを目指して、令和2年7月にレジ袋有料化が義務付けられるなど、プラスチックごみ削減に対する各種取組が進められており、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制効果も期待されています。

本県においても、令和元年8月に、事業者、県民団体、行政を構成員とする「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」と県との連名で、「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を行い、プラスチックごみゼロを目指して取り組んでいくこととしたところです。それを受け、今般、「(仮称)滋賀プラスチックごみゼロ推進方針」を策定することとしました。

本方針は、今後の滋賀県でのプラスチックごみゼロに向けた考え方を示すとともに、県民や事業者等の各主体が削減に向けて取るべき行動について明らかにすることを目的として策定するものです。

2 基本原則

ごみを出さないライフスタイルへの転換を目指して、県民、事業者、団体、行政等がそれぞれ役割を分担し、互いに連携・協力しながら、循環型社会の形成に向けた取組を積極的に行うこととし、県全体でプラスチックごみゼロに向けたムーブメントを起こし、実践的な取組を促進していくこととします。

このため、本県におけるプラスチックごみゼロに向けた基本原則を以下のとおりとし、各種取組を進めて行くこととします。

- (1)ワンウェイプラスチックの使用を控えるなど、必要以上にプラスチックを使わない。
- (2)プラスチックは安易に廃棄することなく、繰り返し使うなど再使用に努める。
- (3)廃プラスチックが発生した場合は、分別回収を徹底し、資源として活かす。
- (4)廃プラスチックは適正に処理し、環境中に散在させない。

3 取組内容

基本原則を踏まえ、各主体に実践していただく主な取組として、以下のとおり例示します。

(1) 県民

- ・必要以上のプラスチックは使わない。
- ・使い終わったプラスチックは資源として活かす。
- ・ごみとなったプラスチックは分別し、正しく処理する。
- ・環境美化活動へ積極的に参加する。

(2) 小売店、飲食店

- ・お客様に対し、ストローやレジ袋等の要否の声かけをする。
- ・お客様にマイバッグやマイボトルの使用を呼び掛ける。
- ・過剰包装は避け、簡易包装に努める。
- ・プラスチック代替製品を積極的に活用する。
- ・容器包装やペットボトル等を自主回収し、リサイクルを進める。

(3) 各種事業者

- ・必要以上のプラスチック製品を作らない、売らない、使わない。
- ・再生可能原材料など相応しい素材を使用したモノを作る、売る、使う。
- ・代替プラスチック技術の開発を進める。

(業種ごとの取組については、担当部局と調整の上、記載予定。)

(4) 行政

- ・再生可能原材料など相応しい素材を使用した製品の優先購入を検討する。
- ・住民に分別回収の徹底を呼びかける。
- ・庁舎内における分別回収を徹底する。
- ・プラスチックごみ削減に向けた広報、啓発活動を積極的に行う。
- ・事業者、県民、行政などが連携し、意見交換や各種削減の取組を促す。

(各機関等の業務内容に応じた取組については、担当部局と調整の上、記載予定。)

【別紙】

県の取組

- ・再生可能原材料など相応しい素材を使用した製品の優先購入を検討する。
- ・住民に分別回収の徹底を呼びかける。
- ・庁舎内における分別回収を徹底する。
- ・プラスチックごみ削減に向けた広報、啓発活動を積極的に行う。
- ・事業者、県民、行政などが連携し、意見交換や各種削減の取組を促す。
(各機関等の業務内容に応じた取組については、担当部局と調整の上、記載予定。)

【県庁率先行動】

<プラスチックごみ削減行動の例>


使用しない(支障の無いものはプラスチックの使用を控える)

- ・職員へのマイボトル使用の呼びかけの徹底
- ・庁内の会議(審議会等)では、ペットボトルを原則、机上に置かない など切り替える(プラスチック製容器包装、製品を再生材や再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)に適切に切り替える)
- ・イベントで使い捨てプラスチックに替わるグッズを使用
- ・ノベルティグッズにプラスチックごみ削減アイテムを使用 など長時間使用する(出来る限り長期間、プラスチック製品を使用する)
- ・クリアファイルの再利用
- ・ボールペンの替えインク利用 など

[「環境方針」の環境にやさしい県庁率先行動計画(グリーン・オフィス滋賀)より。]



<h2>第1章 計画策定の趣旨等</h2>	<h2>第4章 食品ロス削減推進施策</h2>
<p>策定の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品ロス(食べられるのに廃棄された食品)は、我が国でも大量に発生しており、国際的にも、SDGsに位置付けられるなど真摯に取り組むべき重要な課題 令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(食品ロス削減推進法)が成立、施行 国が定める基本方針を踏まえ、都道府県は、食品ロス削減推進計画の策定に努めるよう規定 本県の食品ロス削減に向けた取組を着実に推進するため策定するもの 	<p>求められる役割と行動</p> <p>基本方針で定める「求められる役割と行動」に沿って、消費者、事業者、行政等の多様な主体が、適切な役割分担のもと各々の取組を強化するとともに、協議会等を通じて連携・協力し、県民運動として基本的施策を推進</p>
<p>計画の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品ロス削減推進法第12条1項に基づく法定計画(努力義務) 同法第12条2項に基づき、関係法令に基づく各種の計画(滋賀県廃棄物処理計画や滋賀県食育推進計画等)と調和が保たれたものとする。 	<p>基本的施策</p> <p>1 教育および学習の振興、普及啓発等</p> <p>(1) 三方よしフードエコ推奨店制度の周知・登録店舗の拡大等 (2) 効果的な普及啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型イベント等で企業等と連携し、幅広い世代へ周知 「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」を県民運動として推進 店頭での効果的な普及啓発の方法を検討、実施 食品ロス削減レシピの募集と周知 身近な3R行動の実践を促す出前講座の開催 滋賀県グリーン購入基本方針に基づく県庁食堂・売店の適正な運営 3010運動の推進 <p>(3) 消費者教育との連携(エシカル消費の普及啓発) (4) 健康推進員等食育ボランティアとの連携 (5) 学校教育等を通じた取組の推進(食育)</p>
<p>計画期間 令和2年度から令和7年度 6年間 社会経済情勢や状況の変化等に応じて、必要な見直し</p>	<p>2 食品関連事業者に対する支援</p> <p>(1) 削減取組事例等の共有、周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 商慣習の見直し等に対する事業者との情報交換および消費者理解の促進 <p>(2) 事業活動における食品ロスの未然防止等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 6次産業化の推進(規格外農畜水産物の活用) 県産農畜水産物等の県内での販売・購入の推進(地産地消) HACCPに沿った衛生管理の実施を指導(規格外品や返品等の削減) 飲食店や宿泊施設、小売店の取組を支援(食べ切り、売り切りの促進)
<h2>第2章 食品ロスの現状と課題</h2>	<p>3 表彰の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品ロス削減の先進的な取組事例を周知し、削減取組の重要性が広く認知され、県内における一層の実践を促すため、表彰を実施
<p>現状 食品ロスの全国の発生量 643万トン(H28推計) うち、家庭系食品ロス(食べ残し、過剰除去、直接廃棄) 291万トン 事業系食品ロス(規格外品、返品、売れ残り、作りすぎ等) 352万トン</p>	<p>4 実態調査等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品ロスの発生量や内容、発生要因等の把握に努め、実態調査を実施する市町や事業者等を国とともに支援 効果的な施策の立案等に資する資料を収集するための調査を検討、実施
<p>本県のこれまでの取組・今後の課題と方向</p> <ul style="list-style-type: none"> 第四次滋賀県廃棄物処理計画において、食品ロス対策を3Rの施策の柱の一つとして位置づけ、「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」等と連携を図りながら、「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」を展開、食品ロス削減を推進 一層の削減に向け、本県における食品ロスの発生量等の実態把握や数値目標の設定について、検討が必要 食品ロス削減に関する知識や意識の向上、具体的な行動の実践は十分でなく、消費者、事業者、行政等の多様な主体が適切な役割分担のもと、連携・協力し、県民運動として推進していくことが必要 	<p>5 先進的な取組の情報収集・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国の先進的な取組や優良事例を様々な機会を捉えて収集し、各種媒体を通じて幅広い世代に情報を提供・発信
<h2>第3章 削減目標</h2>	<p>6 未利用食品を提供するための活動の支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> フードドライブ活動が全県的な活動となるよう推進 災害救助物資(食料)の有効活用(フードバンク活動団体等への提供など) 未利用食品の提供が円滑に進むよう、関係者相互の連携を促進
<p>目標設定の考え方・達成に向けた当面の目標</p> <p>【県の目標】家庭系食品ロス 2030年度までに食品ロス量を半減(2000年度比) 事業系食品ロス ※国目標と同じ</p> <p>目標達成の指標として、当面は以下の指標とする。 本県における食品ロスの実態把握の進展に応じ、発生量を指標とすることを検討</p> <p>■家庭系食品ロス 家庭での食品ロスについて「全く発生していない」と回答した人の割合 (県政モニターアンケートによる) 指標(令和7年度) 35% (令和元年度実績 23.9%)</p> <p>■事業系食品ロス 推奨店の登録店舗数(累計) 指標(令和7年度) 300店舗 (令和元年度実績 113店舗)</p>	<h2>第5章 計画の推進体制および進行管理</h2> <p>推進体制 消費者、事業者、行政等の多様な主体が適切な役割分担のもと、連携・協力し、取組を推進</p> <p>進行管理 継続的に点検、進捗確認を行い、滋賀県環境審議会において報告するとともに、必要に応じて施策を見直し</p>



旧アール・ディエンジニアリング最終処分
場に係る特定支障除去等事業の
進捗状況について

撮影日 平成29年(2017年)2月27日

特定支障除去等事案の概要

この事業は、不適正処理を行った(株)アール・ディエンジ・エンジニアリングが破産したことにより、県が行政代執行として産廃特措法にもとづき国の支援を得ながら事業を行っています。一次対策を平成24年度に実施し、二次対策を平成25年度から実施しています。

支障等の内容

- 地下水の汚染 : 許可品目以外の廃棄物を埋立て
- 悪臭による生活環境の支障 : 過去に高濃度硫化水素ガスの発生
- 廃棄物の飛散・流出 : 一部法面が急峻・覆土がされていない

一次対策

平成24年9月～平成25年3月

- ・有害物の掘削除去
 - ・地下水汚染拡散防止
- 事業費: 約 4 億円
実績: 約 2.4 億円

二次対策

平成25年12月～令和5年3月 (工事は令和3年3月まで)

- ・底面、側面の遮水
 - ・浸透水の揚水、浄化
 - ・有害物の掘削除去
 - ・法面の覆土
- 事業費: 約 70 億円 約 8.1 億円に変更

(H29.11.29実施計画変更による事業費増)

二次対策工事の概要 (平成25年12月～令和3年3月)



廃棄物に接触した水が地下水に流れ込まないように遮水（**底面遮水**、**側面遮水**、**鉛直遮水工**）
その際に掘削した廃棄物土は、選別施設で廃棄物と埋め戻し材に分別（**掘削→選別施設**）
遮水して溜まる水は水処理施設で処理して下水道に放流。滞留水を減らして硫化水素やメタンの発生を抑制（**底面排水工→浸透水貯留層→揚水ピット→水処理施設→下水道**）
調査の結果、汚染の原因となる基準を超えた廃棄物土を掘削し処分（**有害物掘削除去**）
処分場の表面をきれいな土やシートで覆い、廃棄物の飛散流出を防止（**覆土工 + 表面排水路**）

令和元年度の工事施工箇所について



埋戻し可能物

- ・選別土積込

FGE区画

- ・有害物掘削除去

選別処理施設 水処理施設

- ・運転管理
- ・選別した廃棄物は場外搬出
- ・処理した水は下水道へ

A工区

- ・選別土仮置
- ・キャッピング工
- ・雨水排水工等

E工区

- ・廃棄物土掘削工
- ・底面・側面遮水工
- ・底面排水工
- ・選別土埋戻工

FG区画

E区画

B工区

- ・洪水調整設備工
- ・選別土埋戻工
- ・キャッピング工
- ・雨水排水工等

C工区

- ・側面遮水工
- ・選別土埋戻工
- ・キャッピング工
- ・雨水排水工等

L区画

I区画

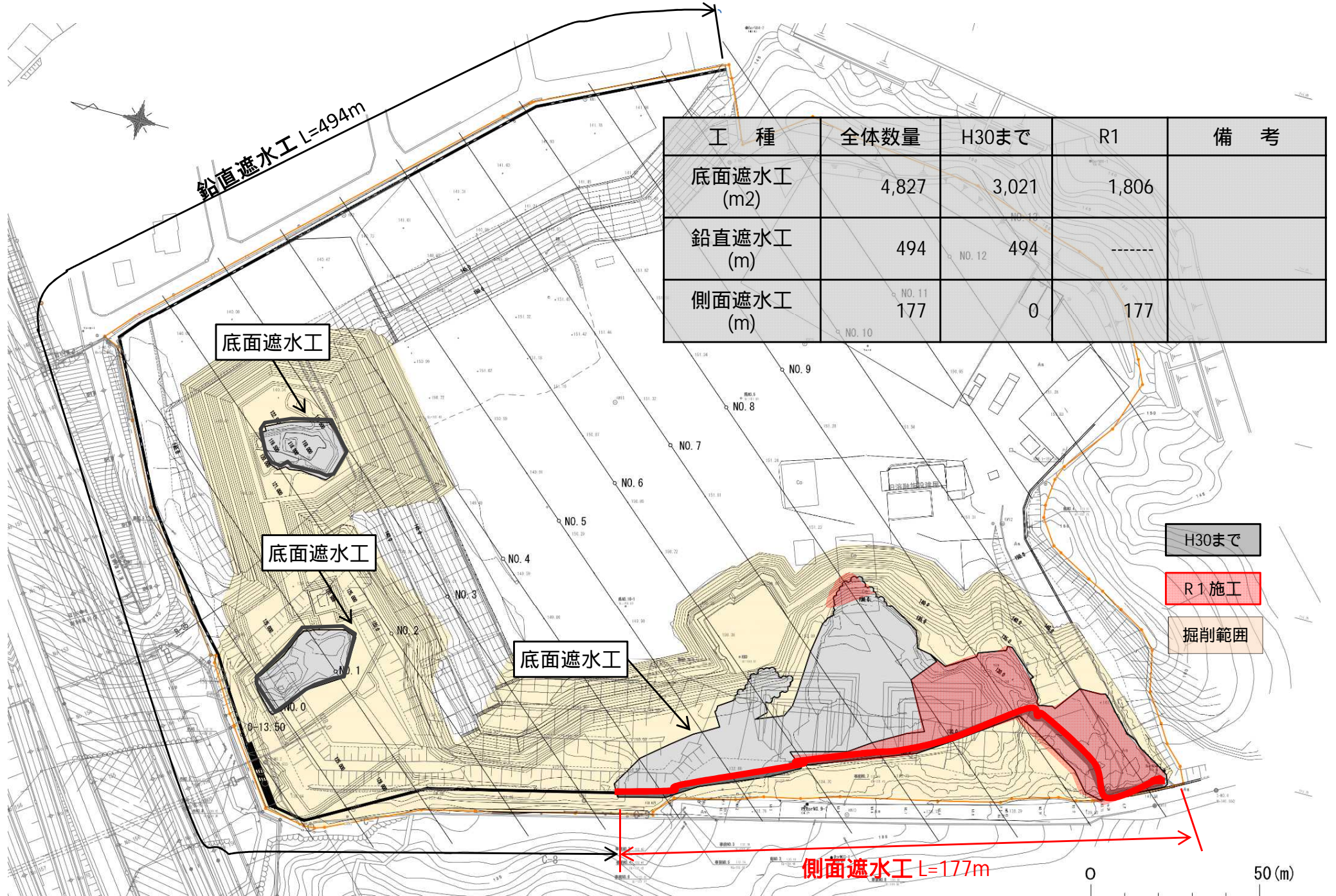
IL区画

- ・有害物掘削除去

DI区

- ・廃棄物土掘削工
- ・底面・側面遮水工
- ・選別土埋戻工

浸透水の漏洩防止措置全体図

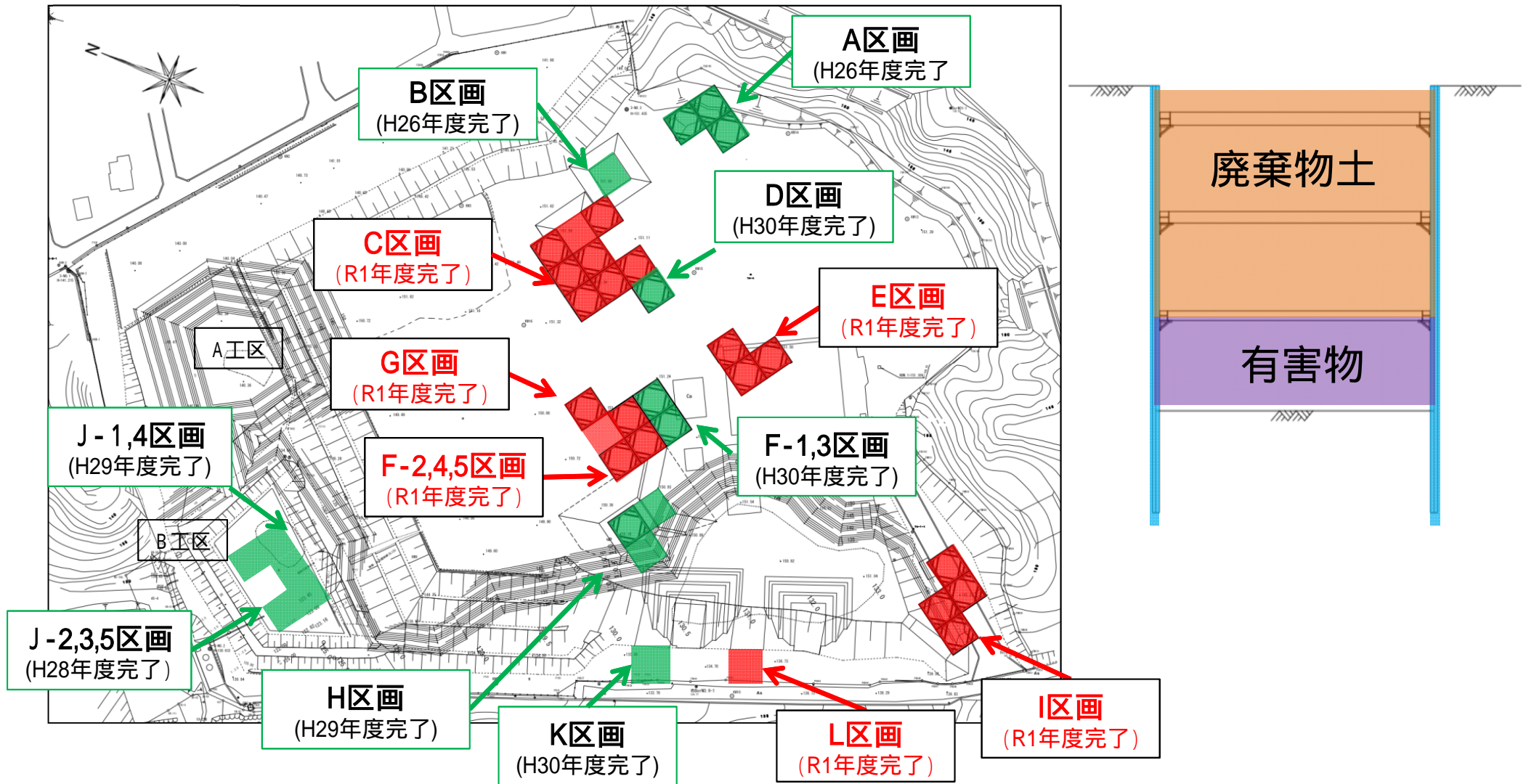


有害物等の掘削除去

目的

- ・調査で位置と深度を特定した有害物を掘削し除去する(A～L区画)

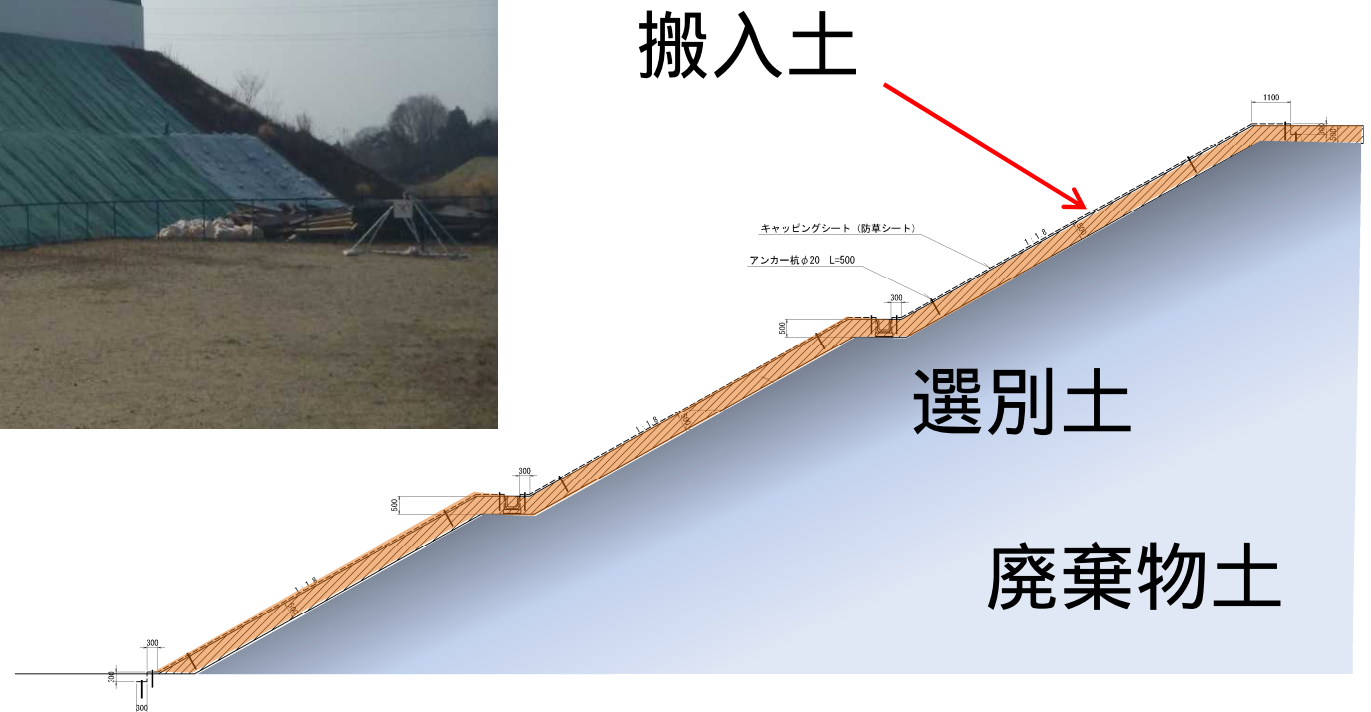
有害物・・・土壤環境基準を超過した廃棄物土
ドラム缶等、その内容物が浸潤した廃棄物土



法面整形および覆土

目的

- ・覆土、防草シート、アスファルト舗装によりキャッピング
- ・廃棄物の飛散を防止し雨水の浸透を軽減



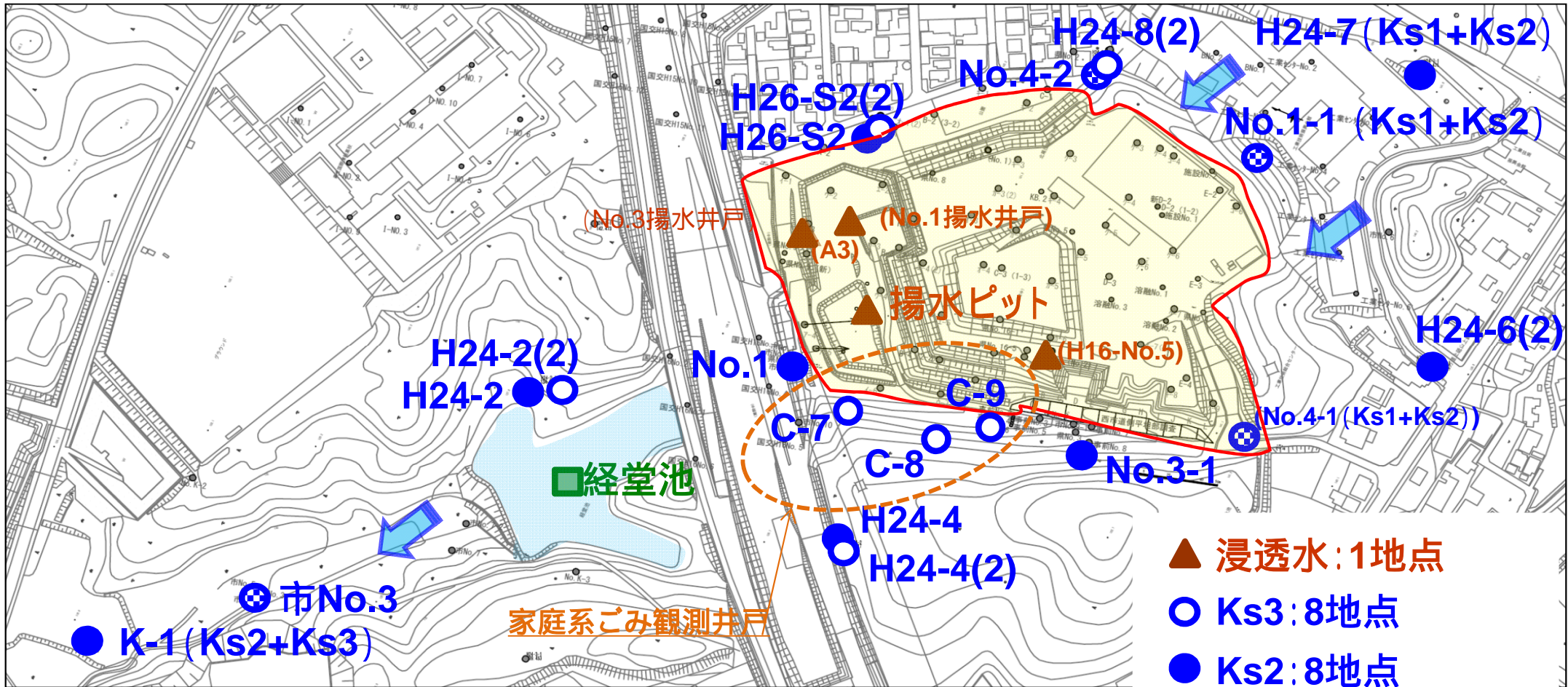
二次対策工事完成図(案)



本資料は令和2年3月末時点のものであり、今後変更が生じる場合があります。

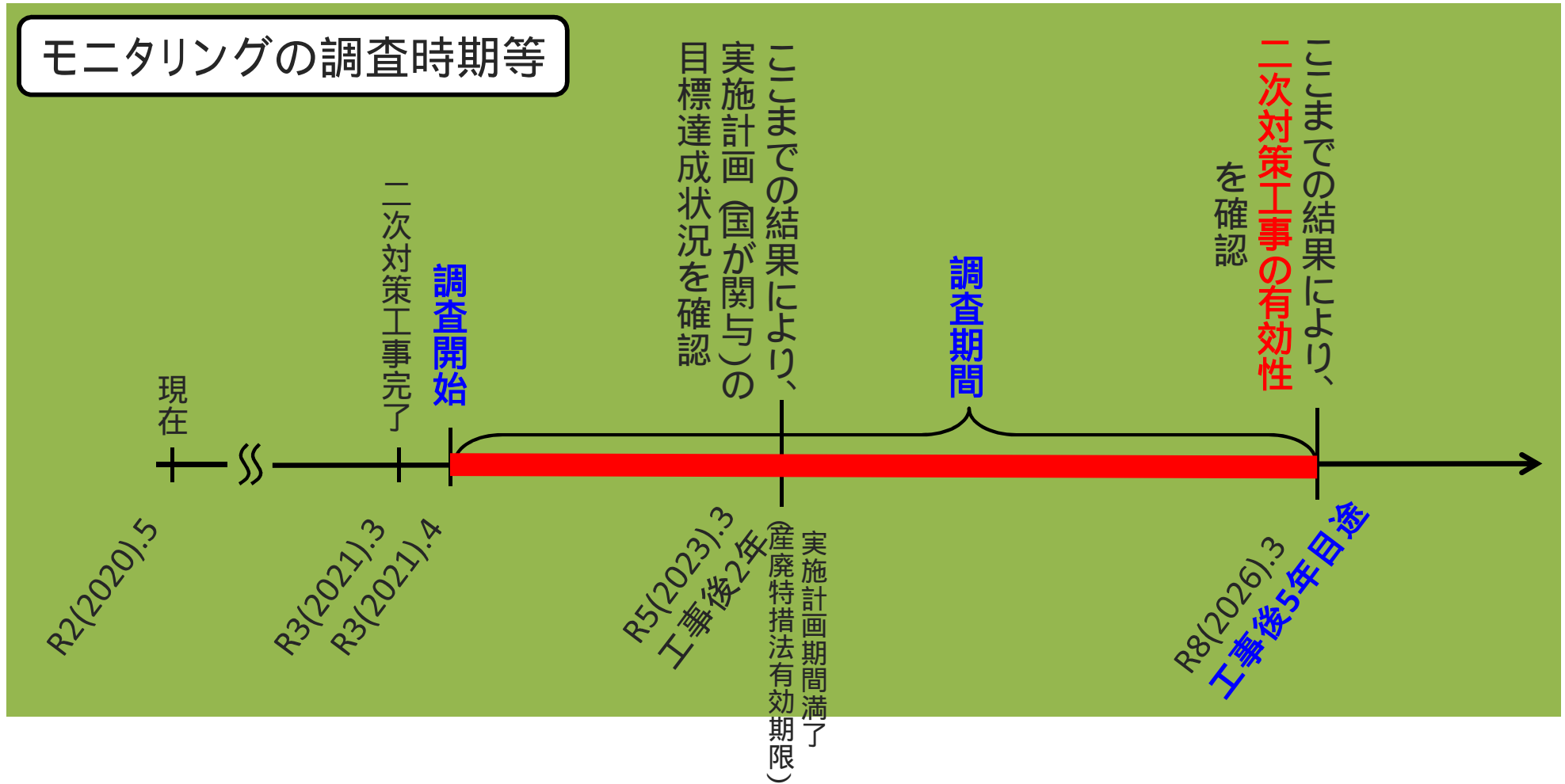
浸透水および地下水のモニタリング (年4回実施)

調査地点



- ▲ 浸透水: 1地点
- Ks3: 8地点
- Ks2: 8地点
- ⊗ Ks2(確認): 3地点
- 経堂池

二次対策工事終了後のモニタリング調査計画



* 実施計画: 滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画

* 産廃特措法: 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

「滋賀県における産業廃棄物最終処分の方角性」の概要について

- 滋賀県の公共関与により産業廃棄物管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」を設置(平成20年10月開業)。
- センターは令和5年10月に埋立期間が終了予定であることから、今後の県内産業廃棄物の最終処分の方角性を示そうとするもの。

1. 産業廃棄物最終処分方角性検討事業(H30年度)

検討に際しては、県内産業廃棄物の発生量や近隣最終処分場の動向等について、状況把握と将来予測を行うとともに、懇話会を設置し、有識者の意見を聴取。

検討内容

(1)現状および課題等の把握

- ・排出量・最終処分量の減少、今後も微減の見込み
- ・不適正処理案件の大幅な減少、今後も減少の見込み
- ・採算確保の困難さ
- ・候補地の選定・確保の困難さ

等

(2)今後の方角性の案

ア 県が関与した管理型最終処分場を整備するモデル

- 1-1 現在と同様に公共関与の度合いが高い最終処分場を整備するモデル
- 1-2 現在よりも公共関与の度合いが低い最終処分場(PFI等)を整備するモデル

メリット

- ・安定した処理の継続

等

課題

- ・埋立量・採算性の確保が困難なおそれ
- ・整備費用等の県負担が大きい
- ・候補地の確保・選定が困難

等

イ 県が関与した管理型最終処分場を整備しないモデル

- 2-1 先端的なりサイクル等を行う事業者を支援するモデル
- 2-2 民間による最終処分場の整備・運営を支援するモデル

メリット

- ・民間主導で、3Rの推進等が効率的に進む
- ・県の費用負担が少ない

等

課題

- ・事業者への適切な情報提供が必要
- ・県外へ搬出する場合の事業者側の事務手続、許可の問題

等

2-1は既に行っている施策の拡充であることから、実現性が高い
2-1以外は現時点では実現性が低い

2. 関係者との意見交換(R1年度)

主な意見

- ①「企業誘致や企業活動等のため、県内に処分場があった方がよい」との意見
※ただし、民間による整備も含めたものが多かった。
- ②「民間単独での設置の困難さ等の理由により、行政が対応する方がよい」との意見
※ただし、必ずしも公共関与が必要であるとの意見はなかった。
- ③公共関与による管理型最終処分場の設置の実現性は低いとする前年度の検討事業の結果を理解する意見
○廃プラスチックの問題(海外でのプラスチックごみの受入規制による国内での滞留)の影響を懸念する意見もあった。

3. 今後の方角性

(1)県が関与した管理型最終処分場の新たな整備は行わない。

①整備にあたっての課題が多く、実現性が低い。(H30年度検討事業より)

- ・排出量の動向や不適正処理の減少など公共関与が必要とされてきた事情の変化。
- ・埋立量・採算性の確保、候補地の選定・確保、整備費用の県負担等の課題。

理由

②平成30年度の検討結果を踏まえ意見交換した結果、下記のとおり整備しないことはやむを得ないと考えられる。

- ・県内に最終処分場が必要であるとする意見もあったものの、必ずしも公共関与が必要であるとの意見ではないため、民間による様々な対応も考えられる。
- ・廃プラ問題を懸念する意見については、最終処分ではなくリサイクル等を推進。

(2)先端的なりサイクル等を行う事業者の支援、県内の排出事業者の最終処分に対する支援など、(1)に伴う事業者の具体的な支援策を、関係者の意見も聴きながら、センターの埋立終了を控えた令和4年度までを目途に検討

(3)民間事業者による管理型処分場の整備が今後計画された場合は、内容に応じ、県としても情報提供・助言等の必要な支援を実施

支援の検討